

町職員の給与や職員数を公表します

町職員の給与は、生活費、並びに国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従事者の給与等を考慮して、町議会の議決を経て条例で定めています。また、町長、議長及び特別職の報酬等は、町内の各種団体の代表者等によって構成される特別職報酬等審議会の意見を聴いて、町議会の議決を経て定めています。職員の給与等の状況を広くみなさんに知っていただくために、その概要を公表します。

1. 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B÷A)	前年度 人件費率
平成23年度	(H24.3.31現在) 19,267人	千円 7,578,013	千円 181,038	千円 1,300,840	% 17.2	% 17.2

- (注) 1.人件費には、一般職員の給与、特別職の給料・報酬、共済組合負担金等が含まれています。
2.実質収支＝歳入総額－(歳出総額＋翌年度へ繰り越すべき財源)

2. 職員給与の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B÷A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
平成23年度	人 137	千円 488,852	千円 81,374	千円 171,704	千円 741,930	千円 5,416

- (注) 1.職員手当には児童手当、退職手当を含みません。
2.職員数は平成24年4月1日現在の人数です。

3. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職		技 能 労 務 職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
福 崎 町	314,134円	40.3歳	329,618円	52.3歳
国	304,944円	42.8歳	270,465円	49.7歳

- (注) 1.一般行政職とは、特別職、税務職、看護・保健職、福祉職、教育職、企業職及び技能労務職を除いたものです。
2.技能労務職とは、運転員、調理員、作業員などです。
3.平成24年度福崎町のラスパイレ指数(国家公務員の給料を100として算出する)は106.9となっています。

4. 職員の初任給の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分		福 崎 町	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

5. 職員の経験別・年数別・学歴別標準給料月額の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,700円	302,500円	356,100円
	高校卒	212,700円	265,700円	302,500円

6. 一般行政職の級別職員数の状況

(平成24年4月1日現在)

区 分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	町参事	課 長 課参事	課 長 課参事 副課長	課長補佐 係 長 主 査	係 長 主 査	主 事	主 事	
職員数 (人)	2	11	7	22	41	12	7	102
構成比 (%)	2.0	10.8	6.9	21.5	40.2	11.8	6.8	100.0
参考 1年前の構成比	2.0	11.0	8.0	23.0	35.0	16.0	5.0	100.0

- (注) 1.職員数は、福崎町給与条例にもとづく給料表の級区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

役場アルバイトの登録制度について

福崎町では、町が管理する施設(役場、保育所、給食センター等)で業務の一時的増加、職員の疾病、産休時に短期間でアルバイトを採用しています。

アルバイトは登録制になっており、採用時にはこの登録台帳により選考し、本人と契約します。随時受け付けしています。希望者は総務課人事係(内線222)へ。

7. 職員の手当の状況

区分	福 崎 町	国の制度との比較
期末手当 勤勉手当	(平成24年度支給割合)	同じ
	期末手当 勤勉手当	
	6月期 1.225月分 0.675月分	
	12月期 1.375月分 0.675月分	
	計 2.60月分 1.35月分	
退職手当	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	同じ
	有	
	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
	勤続20年 23.50月分 30.55月分	
	勤続25年 33.50月分 41.34月分	
退職手当	勤続35年 47.50月分 59.28月分	同じ
	最高限度額 59.28月分 59.28月分	
	その他の加算措置	
	定年前早期退職特例措置(2%~20%)	
	退職時の 特別昇給	
地域手当 (平成24年 4月1日現在)	平成21年度から制度廃止	同じ (制度はあるが 福崎町の区域は無支給)
管理職手当 (平成24年 4月1日現在)	技監18/100、町参事職17/100、 課長15/100、課参事11/100、 副課長10/100	異なる 7級 88,500円~66,400円 6級 72,700円~51,900円 5級 59,500円~49,600円
特殊勤務 手当 (平成23年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合 3.6% 支給対象職員1人当たり平均支給年額 14,200円 手当の種類(手当数) 感染症防疫作業手当(1)	異なる
時間外 勤務手当	23年度 支給総額 35,402千円 支給対象職員1人当たり年額 327,801円 22年度 支給総額 28,739千円 支給対象職員1人当たり年額 258,913円	同じ
扶養手当 (平成24年 4月1日現在)	配偶者 13,000円 扶養親族1人につき 6,500円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 年度始め満15歳~年度末満22歳の子加算額 5,000円	同じ
住居手当 (平成24年 4月1日現在)	借家居住者 月額12,000円以上の家賃を払っている職員 最高27,000円 自宅居住者 2,500円 世帯主である職員に支給	同じ 無
通勤手当 (平成24年 4月1日現在)	交通機関の利用者 実費支給 ただし最高55,000円 6か月定期券等の価格による一括支給 交通用具利用者 通勤距離 1km ~ 40km以上 2km ~ 40km以上 3,500円 ~ 35,000円 2,000円 ~ 24,500円	同じ 異なる

(注) 1.退職手当については、兵庫県市町村職員退職手当組合に加入していますので、支給率は本組合条例で定められています。
2.普通会計を対象としています。

8. 職員の福祉および利益の保護の状況

共済制度	職員は、社会保険制度の一環として、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入し、医療、年金などの給付を受けています。
互助制度	職員は、一般財団法人兵庫県市町職員互助会及び福崎町職員互助会に加入し、福利厚生の実を図っています。
健康管理	定期健康診断、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
公務災害	公務災害 1件 (平成23年度) 通勤災害 0件
措置要求・ 不服申立て	勤務条件に関する措置の要求 0件 (平成23年度) 不利益処分についての不服申立て 0件

9. 特別職報酬等の状況

区 分		給料・報酬月額 平成24年4月1日現在	期末手当
給料	町 長	830,000円	6月期 1.85月分 12月期 2.05月分 計 3.90月分 給料・報酬月額に上の支給割合を乗じた額が支給されます。
	副町長	673,000円	
	教育長	620,000円	
報酬	議 長	356,000円	
	副議長	265,000円	
	議 員	245,000円	

(注) 町長・副町長・教育長の給与減額措置
期末手当の役職加算(基礎額の10%)は平成20年度からカットしています。

10. 定員の状況

部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			平成24年 の対前年 度増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年	平成24年		
一般行政 部門	議 会	3人	3人	3人	0人	1人を中播衛生派遣、1人を 兵庫県へ研修派遣 兵庫県への研修派遣による減 教育部門から移管
	総 務	29	28	30	2	
	税 務	8	8	7	△1	
	民 生	42	42	43	1	
	衛 生	11	11	11	0	
	農林水産	10	10	10	0	
	商 工	1	1	1	0	
	土 木	14	13	13	0	
	小 計	118	116	118	2	
特別行政 部門	教 育	38	39	36	△3	1人を一般行政部門へ移管、 2人を非常勤職員化
	小 計	38	39	36	△3	
普通会計	計	156	155	154	△1	
公営企業等 会計部門	水 道	7	7	7	0	
	下水道	9	9	9	0	
	その他	10	10	10	0	
	小 計	26	26	26	0	
合 計		182	181	180	△1	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する
休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いたものです。

11. 定員適正化手法の概要

第4次の定員適正化計画においては、前計画で目標を上回る減員となりましたが、行政サービスの低下につながらないよう住民のニーズに合致した行政体系を構築するとともに、地域主権改革に伴う事務量の増大や、経済情勢や少子高齢化への対応など時代背景を把握しながら、具体的には現業職の退職不補充、事務事業の広域行政化、組織機構の改革、執務能率の向上等により職員の定員適正化に努めます。

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

部 門	区 分	H22年 (計画年)	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H27年 目標数値
一般行政	計 画	増減数	△8					
	職 員 数	126	118	118	118	118	118	118
	実 績	118	116	118				
特別行政	計 画	増減数	△3				△1	
	職 員 数	41	38	38	38	38	37	37
	実 績	38	39	36				
公営企業等	計 画	増減数	2		△1			
	職 員 数	24	26	26	25	25	25	25
	実 績	26	26	26				
合 計	計 画	増減数			△1		△1	
	職 員 数	191	182	182	181	181	180	180
	実 績	182	181	180				

定員適正化計画は、平成22年度に第4次計画を策定し、平成27年度を目標年として、取り組んでいます。第3次計画において10人の減員目標に対し計画を大きく上回る19人の減員となりましたが、基本的に増員は行わず現状を維持しながら効率的な行政運営に努めます。

問い合わせ先 総務課 人事係(内線222)

○詳しい内容は町ホームページに掲載しています。

固定資産税における縦覧のお知らせ

平成25年度の固定資産税評価の縦覧を福岡市役場税務課において、4月1日から行います。

縦覧のできる範囲（記載されている内容）

「縦覧帳簿」で他の土地や家屋の評価額についても縦覧が可能です。

土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格

家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

縦覧期間

平成25年4月1日から平成25年7月1日までの間
(土、日、祝日を除く)

縦覧のできる方

土地価格等縦覧帳簿については、福岡市内に所在する土地に対して固定資産税が課税されている納税者もしくはその代理人

家屋価格等縦覧帳簿については、福岡市内に所在する家屋に対して固定資産税が課税されている納税者もしくはその代理人

③縦覧の申請時には、本人確認のため、納税通知書、課税明細書または運転免許証等の本人確認ができる書類を提示してください。

納税者の代理人（同居の親族を除く）の方は、納税者本人の納税通知書か課税明細書または委任状が必要です。

固定資産課税台帳の閲覧について

自己の資産について記載された部分をいつでも確認することができます。

この閲覧は、納税義務者本人、納税義務者と同居の親族、納税義務者の代理人（委任状必要）または納税管理人の方が閲覧することができます。

また、借地人・借家人は固定資産課税台帳のうち使用

または収益の対象となる部分についても閲覧できます。
借地人・借家人が閲覧できる部分は次のとおりです。

借地人

借りている土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

借家人

借りている家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額
なお、借地人・借家人が固定資産課税台帳を閲覧する場合には、借地人・借家人であることが確認できる書類が必要です。（〇〇契約書等）

※納税義務者とその同居の親族以外の方が縦覧や閲覧をする場合は、委任状などに加え、窓口に来られた方の本人確認ができる書類も提示してください。

固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、福岡市固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができます。

この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、価格が修正され、税額が修正されることとなります。

ただし、土地の場合は税負担の調整措置を講じているため、価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。

審査申出期間

納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、文書をもって審査の申し出をすることができます。
(価格の据置年度にあたる平成25年度においては、新たに価格が決定されたり、変更があった固定資産のみが審査申出の対象となります。)

家屋をとりこわした場合

とりこわし家屋報告書

家屋をとりこわした場合は必ずこの報告書を提出していただくこととなります。(当年中に建物滅失の登記をすまず場合は提出の必要はありません。)(この報告書には、とりこわし業者の証明及びとりこわし後の現況写真が必要となります。一部とりこわしの場合はとりこわし面積と、残存面積がわかるもの(平面図など)も添付してください。)

報告書を提出されなかった場合、家屋をとりこわしているのにも関わらず、固定資産税が賦課され続けることも起こり得ますので十分ご注意ください。

未登記家屋の名義を変更した場合

未登記家屋名義変更申請書

相続、売買、贈与等で未登記家屋の所有者が変わった場合には、この申請書を提出していただくことになります。登記をしている家屋は、所有権移転登記をすれば、法務局からの通知で把握でき、所有者を変更することができりますが、未登記家屋はこの申請書を提出していただかないと所有者の変更ができませんので、必ず提出してください。

・必要添付書類

①相続 遺産分割協議書等相続を証する書面(写)

印鑑証明書(新所有者)

②売買 売買契約書(写) 印鑑証明書(新旧所有者)

③贈与 贈与証書等(写) 印鑑証明書(新旧所有者)

※建物特定する写真、図面等が必要となる場合もあります。

※町外在住の方が①③において新名義人となる場合、住民票抄本が必要です。

問い合わせ先 税務課 資産税係
(内線 344・345・346)

平成24年度 農地の賃借料情報をお知らせします

福崎町では、92%が使用貸借（小作料が無料）の権利設定でした。

下記の表は、平成24年1月～12月に契約（公告）された10a当たりの賃借料水準（小作料が有料）を示したものです。

なお、これはあくまでも情報提供ですので、実際の賃借料は、状況に応じて、借り手と貸し手の双方が協議のうえ、決定してください。

賃借料情報〔田〕 10a当たり（単位：円）

平均額	最高額	最低額
11,000円	15,000円	5,400円

（注）使用貸借（小作料が無料）は集計に含んでいません。

※畑については、契約がありませんでした。

※賃借料を物納としている場合は、米60kg当たり13,000円で換算しています。

※金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。

問い合わせ先 福崎町農業委員会（産業課内・内線394）



農業委員会
だより



福崎町商工会

近畿財務局神戸財務事務所長を招き 町内金融機関との情報交換会を開催

福崎町商工会では、金融円滑化法が3月31日で期限切れとなることを受け、2月5日、町内金融機関等との情報交換会を開催しました。

町内の5つの金融機関（みなと銀行・但馬銀行・播州信用金庫・姫路信用金庫・但陽信用金庫）の支店長等を集め、近畿財務局神戸財務事務所長を招いて「法期限切れ後の対応について」の説明を受け、情報交換を行いました。

会議には町からも町長をはじめ関係職員が出席し、行政、商工会、金融機関の立場から円滑化法を利用している中小企業への支援について話し合い、中小企業の経営改善に向けて互いに連携を深めて支援していくことを確認しました。



下水道課からのお知らせ

下水道への接続をお願いします！

供用開始されている区域のみなさんは、公共用水域の水質保全・生活環境改善のため、下水道への接続を進めていただきますようお願いいたします。



排水設備工事は指定工事店で！

公共下水道・農業集落排水・コミュニティプラントに接続する排水設備工事は、福崎町の指定工事店でないとできません。工事は必ず指定工事店へお申し込みください。

福崎町指定工事店については、下水道課にお問い合わせください。

下水道宅内排水設備工事の指定工事店が、次のとおり追加となりました。

指定工事店名	営業所所在地	電話番号
ハナフサ産業株式会社	加古川市八幡町中西条410番地	079-438-0009

指定工事店数134件（平成25年1月末）

一覧表は福崎町ホームページに掲載しています。

問い合わせ先 下水道課（内線312・313）

平成25年度

し尿くみ取りカレンダー

保存版

地区名	八反田・西野・西野野垣内 長目・上中島・西光寺・	井ノ口・北野・加治谷・亀坪	中島・吉田	辻川	田尻	大門	余田・小倉・庄・鍛冶屋 南大貫・東大貫・西大貫・	馬田	新町	山崎	駅前	福田	田口・板坂・桜・長野・神谷	西谷・西治・北ノ岡団地・高橋
4月	1(月)	2(火)	3(水)	5(金)	8(月)	10(水)	11(木)	12(金)	16(火)	18(木) 19(金)	22(月) 23(火)	24(水) 25(木)	26(金)	30(火)
5月	1(水)	2(木)	7(火)	8(水)	9(木)	10(金)	13(月)	14(火)	15(水)	20(月) 21(火)	22(水) 23(木)	27(月) 28(火)	30(木)	31(金)
6月	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	10(月)	12(水)	13(木)	14(金)	18(火) 19(水)	20(木) 21(金)	25(火) 26(水)	27(木)	28(金)
7月	1(月)	2(火)	3(水)	4(木)	5(金)	9(火)	11(木)	12(金)	16(火)	18(木) 19(金)	22(月) 23(火)	25(木) 26(金)	30(火)	31(水)
8月	1(木)	2(金)	5(月)	6(火)	7(水)	8(木)	9(金)	12(月)	19(月)	20(火) 21(水)	22(木) 23(金)	26(月) 27(火)	29(木)	30(金)
9月	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)	6(金)	10(火)	11(水)	12(木)	13(金)	17(火) 18(水)	19(木) 20(金)	25(水) 26(木)	27(金)	30(月)
10月	1(火)	2(水)	3(木)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	15(火)	17(木) 18(金)	21(月) 22(火)	24(木) 25(金)	30(水)	31(木)
11月	1(金)	5(火)	6(水)	7(木)	8(金)	11(月)	12(火)	13(水)	15(金)	19(火) 20(水)	21(木) 22(金)	25(月) 26(火)	28(木)	29(金)
12月	2(月)	3(火)	4(水)	5(木)	6(金)	10(火)	12(木)	13(金)	16(月)	17(火) 18(水)	19(木) 20(金)	24(火) 25(水)	26(木)	27(金)
平成26年 1月	6(月)	7(火)	8(水)	9(木)	10(金)	14(火)	15(水)	16(木)	17(金)	20(月) 21(火)	22(水) 23(木)	27(月) 28(火)	30(木)	31(金)
2月	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	10(月)	12(水)	13(木)	17(月)	18(火) 19(水)	20(木) 21(金)	25(火) 26(水)	27(木)	28(金)
3月	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	10(月)	12(水)	13(木)	17(月)	18(火) 19(水)	20(木) 24(月)	25(火) 26(水)	28(金)	31(月)

●くみ取りカレンダーにより、計画収集します。計画収集を希望する方は、役場へお申し込みください。その際、印鑑をご持参ください。(計画収集の方を優先しますので、随時で申し込みの方は、遅れる場合があります。)

●くみ取り手数料は、必ずくみ取り券で支払ってください。

●収集の当日は、バケツ2～3杯の水を用意し、作業がしやすいようにしてください。

●計画収集の変更・中止をする場合は、必ず役場で手続きをしてください。その際は印鑑をご持参ください。

* くみ取り券販売所 *

- 福崎町役場 (町金庫)
- 兵庫西農協 (福崎支店・福崎東支店)
- みなと銀行福崎支店
- 播州信用金庫福崎支店
- 姫路信用金庫福崎支店
- 但馬銀行福崎支店
- 但陽信用金庫福崎支店

中島	マツヤ書房	駅前	パナハウスごとう電化
辻川	靴とはきもの 木村屋	山崎	楠田商店
庄	牛尾商店		

申し込み・問い合わせ先 《福崎町役場 住民生活課 ☎22-0560 内線373》